新潟市環境部に置く室及び係の事務分掌要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，別に定める場合を除き，新潟市行政組織規則（以下「規則」という。）に定める環境部に置く室及び係の事務分掌について必要な事項を定めるものとする。

（分掌事務）

第２条　規則第５条に規定する環境部に置く室及び係の分掌事務は，表のとおりとする。

課	室・係	分掌事務
環境政策課	（グループ制）	部の事務事業の総合調整に関する事項
		部の予算及び決算の総括に関する事項
		環境保全の総合企画及び調整に関する事項
		環境審議会に関する事項
		環境基本計画に関する事項
		環境教育及び環境学習に関する事項
		生物多様性の保全に関する事項
		自然公園法の行為許可申請（佐渡弥彦米山国定公園）に関する事項
		潟の魅力発信に関する事項
		ラムサール条約に関する事項
		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事項
		部の庶務に関する事項
		部の他の課及び機関の所管に属しない事項
	ゼロカーボンシティ推進室	地球温暖化対策に関する事項
		グリーン調達推進方針に関する事項
		環境マネジメントシステムの運用管理に関する事項
		再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する事項
環境対策課	（グループ制）	大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）の施行その他大気汚染の防止に関する事項
		悪臭防止法（昭和４６年法律第９１号）の施行その他悪臭の防止に関する事項
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年法律第１０５号）の施行その他ダイオキシン類汚染の防止に関する事項
		公害防止協定に関する事項
		水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）の施行その他水

		質汚濁の防止に関する事項
		土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）の施行その他土壌汚染の防止に関する事項
		浄化槽に関する事項（建築部建築行政課及び下水道部の所管するものを除く。）
		浄化槽清掃業の許可及び浄化槽清掃業者の指導監督に関する事項
		浄化槽の保守点検業者の登録に関する事項
		地盤沈下対策に関する事項
		自家用天然ガス採取の規制に関する事項
		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成１１年法律第８６号）の施行に関する事項
		騒音規制法（昭和４３年法律第９８号）の施行その他騒音の防止に関する事項
		振動規制法（昭和５１年法律第６４号）の施行その他振動の防止に関する事項
		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和４６年法律第１０７号）の施行に関する事項
		新潟市生活環境の保全等に関する条例（平成９年新潟市条例第４７号）による指定開発事業の審査の総括に関する事項
		公害の苦情の相談及び処理並びに総括に関する事項
		環境影響評価に関する事項
循環社会推進課	（グループ制）	清掃事業に係る調査及び計画に関する事項
		ごみの減量及び３Ｒ（リデュース，リユース，リサイクルをいう。）の推進に係る企画及び調査研究に関する事項
		ふれあい健康センターに関する事項
		豊栄郷清掃施設処理組合に関する事項
		一般廃棄物処理手数料に関する事項（廃棄物対策課の所管するものを除く。）
		産業廃棄物処分費用に関する事項
		廃棄物処理施設の運営及び整備の総括に関する事項
		廃棄物処理施設の新設，改良工事等（各清掃センターの所管するものを除く。）の調査，設計及び施工に関する事項

		廃棄物処理施設の処理技術の調査研究に関する事項
		廃棄物処理施設の附属施設の総括に関する事項
廃棄物対策課	（グループ制）	一般廃棄物の適正処理に係る指導及び啓発に関する事項（事業系一般廃棄物を除く。）
		清掃事務所及び区役所の清掃業務の事務調整に関する事項
		ごみの減量及び３Ｒの推進に係る事業の実施及び啓発に関する事項
		環境美化の推進に関する事項
	業務係	一般廃棄物の処理委託及びその指導監督に関する事項
		清掃事務所に関する事項
		一般廃棄物処理手数料に関する事項（循環社会推進課の所管するものを除く。）
	廃棄物指導室	産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関する事項
		産業廃棄物処理施設の設置の許可及び監視指導に関する事項
		産業廃棄物の収集運搬若しくは処分又は保管に係る調整及び指導に関する事項
		産業廃棄物に係る相談指導に関する事項
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する事項（建築部建築行政課の所管するものを除く。）
		使用済自動車の再資源化等に関する事項
		一般廃棄物の適正処理に係る指導及び啓発に関する事項（事業系一般廃棄物に限る。）
		一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関する事項
		一般廃棄物処理施設の設置の許可及び監視指導に関する事項

第３条　規則第１４条に規定する環境部の管理の下に設置する機関の係及び規則第１５条の２に規定する機関の管理の下に設置する機関の分掌事務の表は，次のとおりとする。

機関	係・機関	分掌事務
新田清掃センター	管理係	廃棄物処分費用に関する事項
		白根環境事業所に関する事項
		処分地管理事務所に関する事項
	施設係	廃棄物処理施設（破砕施設を含む。）の管理運営並びに工事（循環社会推進課の所管するものを除く。）の調査，設計及び施工に関する事項

		廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
	白根環境事業所【機関】	廃棄物処理施設の管理運営並びに工事（循環社会推進課の所管するものを除く。）の調査，設計及び施工に関する事項
		廃棄物処分費用に関する事項
		廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
	赤塚処分地管理事務所【機関】	赤塚埋立処分地及び小平方埋立処分地の管理運営に関する事項
		廃棄物処分費用に関する事項
亀田清掃センター	管理係	廃棄物処分費用に関する事項
		新津クリーンセンターに関する事項
		亀田清掃センター附属施設に関する事項
		廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
	施設第１係	廃棄物処理施設（ごみ処理施設，粗大ごみ処理施設，埋立処分地）の管理運営並びに工事（循環社会推進課の所管するものを除く。）の調査，設計及び施工に関する事項
		亀田清掃センター附属施設の工事の調査，設計及び施工に関する事項
		廃棄物処理施設の調査に関する事項
		亀田一般廃棄物処理場に関する事項
	施設第２係	廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の運営に関する事項
	新津クリーンセンター【機関】	廃棄物処理施設の管理運営並びに工事（循環社会推進課の所管するものを除く。）の調査，設計及び施工に関する事項
		廃棄物処分費用に関する事項
		廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
巻清掃センター	管理係	廃棄物処分費用に関する事項
		廃棄物処理施設（ごみ処理施設，埋立処分地，し尿処理施設）の運営に関する事項
	施設係	廃棄物処理施設（ごみ処理施設，埋立処分地，し尿処理施設）の管理運営並びに工事（循環社会推進課の所管するものを除

		く。）の調査，設計及び施工に関する事項
		廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
舞平清掃センター	管理係	廃棄物処分費用に関する事項
		舞平清掃センター附属施設の管理運営に関する事項
		廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
	施設係	廃棄物処理施設の管理運営並びに工事（循環社会推進課の所管するものを除く。）の調査，設計及び施工に関する事項
		舞平清掃センター附属施設の工事の調査，設計及び施工に関する事項
清掃事務所		一般廃棄物の収集及び運搬に関する事項
		一般廃棄物の適正処理の指導に関する事項
		清掃作業用自動車の維持管理に関する事項

附　則

この要綱は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。